

令和2年3月



広報南生駒 3月号

生駒警察署

TEL 74-0110

小瀬交番

TEL 77-8020

～少年の非行・犯罪被害防止について～

進学や進級を迎えるこの時期は、生活環境の変化に伴い少年の深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為や、万引き、薬物乱用等の非行に走りやすく、また、SNS等の利用に起因する犯罪被害を受けたり、有害業務に従事させられるなどの悪質な福祉犯等の被害に遭うケースも少なくありません。

春休みを迎えるこの時期、連休の過ごし方や、不良行為、犯罪被害の防止等について、家族で話し合い、意識の向上に努めてください。

一時の油断や気の緩みが、一生の後悔に繋がるかもしれません。

☆●非行防止や犯罪被害防止のポイント●☆

- 1 スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧規制
- 2 ゲームセンター等の遊技場出入りに関する教養
- 3 有害図書、有害玩具に対する対策、教養
- 4 薬物乱用がもたらす、精神的身体的悪影響の教養
- 5 性風俗に関する営業等からの影響の排除

春の行楽シーズン到来！！

飲酒運転の撲滅、各種犯罪抑止にご協力を！！

春は、卒業や入学、就職、異動など、出会いや別れの季節です。こういった季節には宴会がつきもの。飲酒後の運転、酔った勢いでの犯罪など、季節の変わり目にはよく聞く話です。

飲酒の際は・・・① お酒を飲んだらハンドルは握らない。

② お酒は飲むもの、決してのまれてはいけません。自分の酒量を知る。

③ 飲酒の予定があるときは、公共交通機関の利用を。

④ ハンドルキーパーの設定や、タクシー、代行運転の利用も。

⑤ 深酒はせず、意識のあるうちに帰宅する。



などを意識し、トラブル防止、犯罪被害の防止に努めてください。

最重要!!

自転車保険への加入が義務化されます！！

2020年4月1日から、奈良県自転車条例により、自転車保険への加入が義務化されます。
なぜ義務化なの？



それは、自転車事故の多発により、被害者救済、加害者の経済負担を軽減するためです。

自転車事故の高額賠償事例では、9,521万円もの高額賠償命令が下されたこともあります。(神戸地方裁判所 H25.7)

すでに加入されている方もいるかもしれません、今一度確認を！！

問い合わせ先 (平日9時~17時まで)

奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 0742-27-7013

重要!!

令和2年度

奈良県職員・警察官採用説明会開催

警察官募集



令和2年度奈良県職員・警察官の採用説明会が開催されます。

警察官志望の方だけでなく、警察行政職と迷っている方もぜひ参加を！！

日程 奈良県警察官採用説明会 令和2年3月4日(水)午後4時20分から(約1時間)

奈良県職員採用説明会 同 日 ①午前9時20分から ②午後1時20分から

内容 警察官・・・試験情報や警察業務の魅力を採用担当者がお話しします

県職員・・・全体説明会や庁舎内見学、分野別座談会など

場所 奈良公園バスターミナル内 レクチャーホールにて

また、就活相談ブースとして、「ならジョブカフェ(奈良県文化会館)」や、奈良県職員採用説明会 in 東京も開催されます。

警察官や県職員を志望している方、まだ就職先を決めかねている方も是非ご参加ください。

問い合わせ先・・・奈良県人事委員会事務局 任用審査係まで 電話 0742-20-4430

注目!!

東京2020オリンピック聖火リレーの開催

みなさんがご存じのとおり、今年2020年はオリンピックイヤーです。

東京2020オリンピック開催に伴い、本年4月12日（日）から4月13日（月）にかけて、生駒市内を含む県内の複数カ所において「聖火リレー」が実施されます。

聖火リレー実施期間は、周辺の交通規制に伴う交通渋滞が予想されます。

聖火リレー当日のマイカー使用の自粛、公共交通機関の利用等、ご協力をお願いします。

聖火リレーの開催場所、日程などは、奈良県公式ホームページ内の、「東京2020オリンピック聖火リレーのページ」に記載されています。

家族で一読!!

～落書きで犯罪ですか？～

子供の頃、落書きをした記憶ありませんか？

学校の黒板、ノートの片隅、教科書の人物画など、子供のころはなんとなく楽しく落書きをしたものでした。

自分の所有物に落書きしたり、許可を得てする分にはなんら問題はありません。

しかし、他人の所有物（車、外壁、看板など）に許可無く落書きをすると・・・
器物損壊罪

に抵触する可能性があります。

そして落書きの内容が、個人を誹謗中傷したり、風評被害をもたらす内容であれば、
名誉毀損罪、侮辱罪、偽計業務妨害罪

等に問われる可能性があります。

安易に落書きと考えず、その行為が犯罪になる可能性があることを知ってください。

家族で一読!!

ゴミの投棄が多発しています

ゴミの投棄と聞いて思い浮かぶのは、産業廃棄物や、大量のゴミを不法に投棄する「不法投棄」だと思います。

今回、お知らせするゴミの投棄とは、

少量のゴミの路上投棄

いわゆるポイ捨てです。

空腹で少し買い物をして、食べながら歩く → ゴミが邪魔なので歩きながら捨てる
車内で飲食 → ゴミを捨てるのが面倒なので窓からポイ捨て
たばこを吸う → 灰皿がないのでポイ捨て

などなど。

これ、軽犯罪法に抵触する可能性があります。（程度によっては廃棄物処理法違反）

軽い気持ちでゴミをポイ捨てすると、思わぬことに発展するかもしれません。

家の前の道路にゴミを捨てられる人の気持ちを考えてみてください。

その道路は、子供の通学路かもしれません。（子供たちがゴミを見て何を感じるか）

ほとんどの人はそんなことはしませんが、ほんの一部の人の行動が、近隣住民を不快にさせ、街を汚していくのです。「ゴミはゴミ箱に」は最低限のマナーです。